

消費税軽減税率等

講習会

消費税が本年10月1日より10%に税率が引上げとなり、それに伴い、軽減税率（8%）も同時期に適用となります。

消費税の免税事業所だからうちは関係ないとはいきません。すべての事業所に関連して行くことです

増税に伴い領収書・請求書等の記載の仕方等事業者が注意すべき点、レジ補助金やキャッシュレス消費者還元事業の説明も準備しております。

奮って講習会にご参加ください！！

日時：令和元年6月11日（火）

14時30分～16時00分

場所：玖珠町商工会館2階 大会議室



講師：日田税務署、玖珠町商工会経営指導員

.....キリトリ.....

消費税軽減税率等 講習会 申込み期限 6月10日（金）

玖珠町商工会 行き

事業所名	
氏名	
電話番号	